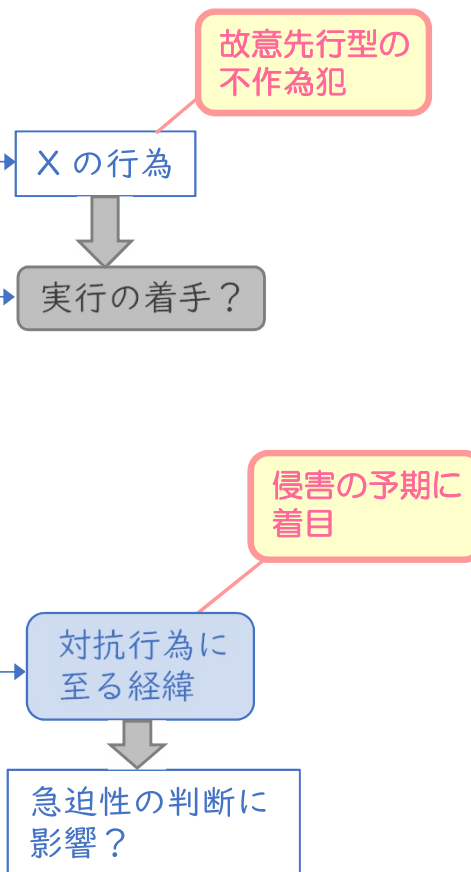


第10問

以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

- 1 Xは、夫A（38歳、身長178cm、体重87kg）と生後3か月の長男Bの3人でA方において暮らしていた。Xは、度々Aから暴力を振るわれる上に、Aが全く育児をしなかったためBの育児に疲れて自暴自棄になり、Bと心中しようと決意し、8月10日午前10時以降、Bへの授乳や水分補給をしなくなった。しかし、同日午後6時、Xは、Bの寝顔を見て、殺害をやめようと考え、Bへの授乳を再開した。Bは、その時点で多少衰弱していたものの、生命の危険が生じる状態ではなく、すぐに回復した。
- 2 8月18日午後5時30分、A方において、Xが知人のY（男性、64歳、身長168cm、体重67kg）から食事に誘われたことがあるとAに話したところ、Aは、「あのやろう、ぶん殴ってやる」と怒鳴りながら、A方を出て行った。Xは、AがYに怪我をさせるかもしれないと思い、Yに電話をかけて、それまでの経緯を伝えた。Yは、もしかしたらAがYの胸ぐらをつかむぐらいのことをするかもしれないが、それ以上の暴力を振るうことはないだろうと考えた。なお、Xは、Aから暴力を受けるのが怖かったため、Aを制止したり警察に通報したりしなかった。



第10問 (続き)

3 同日午後 5 時 50 分、A は集合住宅の 5 階にある Y 方に到着し、Y 方のドアを勝手に開けて「中に入れろ」と求めた。Y は、仕方なく A を Y 方に入れた。A は、玄関ドアの鍵を閉めてたばこを吸い始め、「俺の女に手を出したな。土下座しろ」と迫った。Y が「その必要はない」と答えると、A は、いきなり Y の左顔面を拳で殴った。さらに A は、「土下座するまで許さない」と怒鳴り、たばこを吸いながら Y の顔面に頭突きをし、Y を押入れのふすまに押し付けるなどの暴力を断続的に繰り返した。その結果、Y は顔面に打撲を負った。

同日午後 6 時、A は、「このままで済むと思うな」と怒鳴り、Y 方の玄関ドア付近でたばこを吸うために Y に背を向けた。Y は、理不尽な要求をする A に怒りの念を抱くとともに、A の暴行から逃れたいと考え、傷害の意思で、近くにあった果物ナイフ（刃体の長さ 15 cm）で A の脇腹や背部を何度も刺した。A は、裂傷を負って出血し、その場で倒れた。

4 その際、Y は、A の反撃に遭い、脳しんとうを起こして気絶した。同日午後 7 時、意識を取り戻した Y は、A を病院に連れて行こうと思い、A を自分の自動車に乗せて出発した。しかし、Y は、自己の責任が問われるのを恐れるとともに、A への怒りの念が強くなり、同日午後 7 時 30 分、「治療をすれば A は助かるだろうが、A が死亡してもかまわない」と決意し、病院に向かわず漫然と自動車を走行させた。同日午後 11 時 30 分、A は、車内で前記裂傷により失血死した。

A の侵害

侵害の始期と終期の確認を忘れずに

侵害の強弱や緩急を意識して防衛行為の相当性を判断

Y の行為①
= 傷害致死罪？

殺人の意思

危険先行型の不作為犯

Y の行為②
= 殺人罪？

第10問（続き）

- 5 同日午後 6 時 30 分ころまでは、A は確実に救命できる状態だったが、その後、救命可能性が低下して、確実に救命できるとはいえなくなり、同日午後 10 時ころ以降は救命がほぼ不可能になっていた。